

## 広報ひがしくるめ広告掲載に関する取扱基準

### (目的)

第1 この基準は、東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年東久留米市訓令乙第1号。以下「要綱」という。）の規定に基づき市が発行する広報紙「広報ひがしくるめ」（以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告の掲載位置及び掲載枠数)

第2 広告の掲載位置は、広報紙の臨時号及び特集号を除く各号の最終面で市が指定した位置及び枠数は原則として2枠とする。ただし、PDF版、ダイジェスト版、声の広報には掲載しない。

### (掲載広告の規格)

第3 1枠当たりの規格は、別表の通りとする。

### (広告掲載料及び掲載期間)

第4 広告の掲載料は、1枠当たり1号40,000円とする。

2 広告の掲載は、1号単位とする。

3 複数号の掲載を希望した場合は、広報紙の発行に支障がない範囲内とし、最大で23号とする。

### (広告掲載希望者の募集)

第5 募集は、原則として市のホームページ及び広報紙に掲載し、公募するものとする。

2 募集時期は、毎年2月に次年度分の広告掲載希望者を募集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず掲載枠に空きが生じたときは、当該年度分の広告掲載希望者を随時募集できるものとする。

### (広告掲載の申し込み)

第6 広告掲載希望者は、東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱第8に規定する東久留米市広告掲載申込書に広告原稿を添付して、市長に申し込むものとする。

2 市長は、必要に応じて、申し込みの際に業務内容等がわかる書類（登記簿謄本の写し、履歴事項全部証明書、納税証明書等をいう。）の提示若しくは提出を求めることができるものとする。

### (広告掲載の決定)

第7 市長は、第6の申し込みがあったときは、要綱第9に規定する東久留米市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て広告掲載の可否を決定し、その結果を同第8項に規定する広告掲載決定通知書又は広告非掲載決定通知書により広告掲載希望者に通知するものとする。

### (広告掲載料の納付)

第8 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市が指定する方法及び期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

### (広告主の責任)

第9 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載に係る経費の負担及び広告原稿の提出)

第10 広告原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11 広告の掲載が決定した後でも、市長は、広報紙の発行に支障があると認めたときのほか、市長が指定する期日までに掲載原稿を提出しなかったとき又は広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第12 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料を一部または全額還付する。

(その他)

第13 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年11月5日から施行する。

(掲載期間の特例)

2 平成26年度における広報紙への広告掲載は、第4第3項の規定にかかわらず、12月15日号、1月7日号、2月15日号、3月15日号の最大で4号とする。

(広告掲載希望者の募集の特例)

3 平成26年度における募集時期は、第5第2項の規定にかかわらず、当該年度分の広告掲載希望者を随時募集できるものとする。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成28年8月16日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月2日から施行する。

(広告の掲載位置及び掲載枠数に関する特例措置)

2 令和3年度における広告の掲載位置及び掲載枠数に係る第2の適用については、同項中「各号」とあるのは、「8月15日号を除く各月15日号(1月は7日号)、2月1日号、3月1日号、4月1日号」とする。

(広告掲載料及び掲載期間に関する特例措置)

3 令和3年度における広告掲載料及び掲載期間に係る第4第3項の適用については、同項中「23号」とあるのは、「14号」とする。

別表 (第3関係)

大きさ	縦98mm・横56mm
色	カラー刷り
原稿形式	EPS形式又はPDF形式